

公 示

第五管区海上保安本部公示第 12 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 7 月 14 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 第五管区海上保安本部海洋情報部

（2）住 所 神戸市中央区波止場町 1-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 大阪湾東部（別添付図のとおり）

（2）期 間 令和7年8月4日から

令和8年3月12日までのうち48日間

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、精密音響測深機による海底地形調査等

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚する。

